

合法性・持続可能性証明木材供給事例調査・

システム検証事業 WG 設置要領

1. 目的

合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業(以下「事例調査事業」という。)及び同証明システム検証事業(以下「システム検証事業」という。)を効果的に実施するため助言を行う。

2. 構成員

違法伐採総合対策推進協議会のメンバーの所属する団体及び学識経験者等から全国木材組合連合会会長が委嘱する。

3. 検討事項

- (1) 事例調査事業に係る、国内事例調査、海外事例調査、木材のサプライチェーンの実態調査に関する、調査の基本方針(調査対象、調査項目など)及び調査結果の評価に関すること
- (2) システム検証事業に係る、検証対象システムの選択の方針、調査の視点、調査項目及び調査結果の評価に関すること

4. 座長

- (1) 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査・システム検証事業 WG に会を代表する座長をおく。
- (2) 座長は全国木材組合連合会会長が指名する。

5. 事務局

事務局は全国木材組合連合会におく。

5. 事務局

事務局は全国木材組合連合会におく。